

委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）に係る最低制限価格制度において、最低制限価格の設定率の変更を行います。

（目的）

本市の発注する委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）の適正な履行の確保や安値受注の防止等を図るため。

（内容）

1．委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）のうち、平成 26 年度から次のとおり設定率の変更を行います。

（平成 25 年度）

（平成 26 年度）

予定価格の 10 分の 6（1 円未満は切り上げ）

予定価格の 10 分の 7（1 円未満は切り上げ）

2．最低制限価格の設定率の変更は最低制限価格を適用している対象業務すべてになります。

対象業務：清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、衛生管理業務

3．最低制限価格制度の対象となる案件には、入札通知書に最低制限価格の設定がある旨の記載をします。

4．最低制限価格制度が適用されている入札において、入札金額が最低制限価格未満の場合は、失格となります。

(実施時期)

平成 26 年度の予算に係る入札案件から適用します。

委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）に係る最低制限価格制度において、対象業務の変更・追加を行います。

（目的）

本市の発注する委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）の適正な履行の確保や安値受注の防止等を図るため。

（内容）

1. 委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）のうち、平成24年度から次のとおり対象業務の変更・追加を行います。

（平成23年度）

清掃業務（建物清掃に限る。）

警備業務（機械警備を除く。）

（平成24年度）

清掃業務（すべての清掃業務）に変更

警備業務（機械警備を除く。）

衛生管理業務を追加

入札において、**予定価格の10分の6（1円未満は切り上げ）**で最低制限価格を設定します。

2. 最低制限価格制度の対象となる案件には、入札通知書に最低制限価格の設定がある旨の記載をします。

3 . 最低制限価格制度が適用されている入札において、入札金額が最低制限価格未満の場合は、失格となります。

(実施時期)

平成24年度の予算に係る入札案件から適用します。

委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）の一部において、 最低制限価格を試行的に導入します。

（目的）

本市の発注する委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）の適正な履行の確保や安値受注の防止等を図るため。

（内容）

1. 委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）のうち、清掃業務（建物清掃）及び警備業務（機械警備を除く。）の入札において、**予定価格の10分の6（1円未満は切り上げ）**で最低制限価格を設定します。
2. 最低制限価格の対象となる案件には、入札通知書に最低制限価格の適用がある旨の記載をします。
3. 最低制限価格が適用されている入札において、入札金額が最低制限価格未満の場合は、失格となります。

（実施時期）

平成23年度の予算に係る入札案件から適用します。